

生活困窮者学習支援事業委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

- (1) 生活困窮者自立支援法や生活保護法に対する理解は十分か。
- (2) 学習支援事業の趣旨や目的についての理解は十分か。

2 業務の内容について

- (1) 学習支援の実施方法（計画、実施、評価、市への報告等）は、適切な内容が具体的に提案されているか。
- (2) 学習支援員の資格、研修、人数、募集方法等について工夫が見られ、かつ実現性があるか。
- (3) 家庭状況の把握や子どもの生活支援の方法について工夫が見られ、具体的かつ実現性があるか。
- (4) 保護者に対する養育支援の方法について工夫が見られ、具体的かつ実現性があるか。
- (5) 関係機関との連携方法について工夫が見られ、具体的かつ実現性があるか。
- (6) 支援記録等帳票類の作成及び管理方法について工夫が見られ、適切な内容か。
- (7) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援の内容について、具体的かつ実現性があるか。

3 業務スケジュールについて

学習支援員の募集や事業開始までの日程に無理がなく、手順は妥当か。

4 業務実績について

事業統括者に教育・福祉分野の専門性があり、類似業務の受託等の実績があるか。

5 業務体制について

- (1) 事業を実施するに当たり、事業統括者の配置体制や学習支援員との連携体制は妥当か。
- (2) 安全の確保、苦情対応、個人情報保護について、仕様書に照らして適切な内容となっているか。

6 提案書について

図表やレイアウトに工夫があり、視覚的にわかりやすい表現となっているか。

7 見積額について

経費が適切に積算されており、コストパフォーマンスに優れているか。

8 プレゼンテーションについて

- (1) 企画提案書の内容を規定時間内に分かりやすく説明しているか。
- (2) 提案者等は知識を有しているか。また、受託意欲・熱意があるか。
- (3) 質問に対し、的確かつ簡潔明瞭に答えているか。

II 審査評価方法

1 第一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

2 第二次審査

第一次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定する。

参加事業者が3者に満たないことにより第一次審査を行わない場合は、第一次審査の審査項目10、11、15を第二次審査の審査項目に加える。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数		評価基準	説明
	※注		
5	10	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	7	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	5	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	3	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

※注 第一次審査の審査項目5、6、7及び第二次審査の審査項目5、6、7、13の場合

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者等の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）記載されていないもの
 - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合